

# 簡易宿所営業構造設備等基準

## (設置)

根 拠	基準内容	有無	備 考
法 3-3	学校等からの距離がおおむね100m以上離れているか		

## (構造設備の基準)

根 拠	施 設	基準内容	適否	備 考
令 1-2-1	客室	客室の延床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。		
令 1-2-2		階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。		
条例 5-1-3		客室にくず入れを備えておくこと。		*
令 1-2-4	入浴設備	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。		
条例 2-1-1		浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。		
条例 5-1-5		浴室には、清浄な湯および水を十分に供給し、浴槽の湯は満たしておくこと。		*
条例 5-1-7		気泡発生設備、シャワー設備等には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。		*
条例 5-1-8		気泡発生設備の空気取入口から土ほりが入らないようにすること。		*
条例 5-1-9		循環ろ過設備の循環経路に、毛髪等を除去する設備（以下「集毛器」という。）を設けること。		*
令 1-2-5	洗面設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。		
条例 5-1-4		洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。		*
令 1-2-6	便所	適当な数の便所を有すること。		
条例 5-1-17		便所の手洗設備には、消毒液、石けんその他これに類するものを常備し、供用の手拭い等を備え付けないこと。		*
条例 2-1-2-7		その他	共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合は、十分な広さを有し、適当な調理又は洗濯の設備を備えること。	
条例 2-1-2-イ	共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合は、床は、耐水性を有していること。			
令 1-2-3	施設全般	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。		
条例 5-1-1		換気のための窓その他の開口部又は機械換気設備を有すること。		*
条例 5-1-3		適当な場所にくず入れを備えておくこと。		

## (利用基準)

根 拠	基準内容	備 考
令 3-1-1	善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。	
令 3-1-2	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	

## (衛生措置の基準)

根 拠		施 設	基準内容	備 考
条例	5-1-2	寝具類	寝具類は、常に清潔を保ち、敷布、布団襟、枕覆いおよび浴衣は、客1人ごとに洗濯したものを着用すること。	
条例	5-1-6	入浴設備	浴槽内の湯又は水は、毎日（連日使用型循環浴槽にあつては、1週間に1回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。	
条例	5-1-10		循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。	
条例	5-1-11		集毛器は、毎日清掃し、および消毒すること。	
条例	5-1-12		水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。	
条例	5-1-13		脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1月に1回以上消毒し、常に清潔を保つこと。	
条例	5-1-14		連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。	
条例	5-1-15		シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、および消毒すること。	
条例	5-1-16		ろ過器および消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。	
条例	5-1-18	施設全般	旅館業の施設の内外は、常に清潔を保ち、ねずみおよび衛生害虫の防除に努めること。	

上記に記載のない事項については、旅館業における衛生等管理要領（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）によるものとする。

法 旅館業法

令 旅館業法施行令

規則 旅館業法施行規則

条例 秋田市旅館業法施行条例

\* 秋田市旅館業法施行条例における衛生措置の基準